令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:京都府(知事部局等)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	87. 2%	※ 1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93. 1%	
全職員	78. 4%	※ 2

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

VI MINITARIA	
役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98. 2%
本庁課長相当職	96. 5%
本庁課長補佐相当職	96. 6%
本庁係長相当職	92. 7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6年以上	94. 0%
3 1 ~ 3 5年	95. 3%
26~30年	90. 3%
21~25年	92. 5%
16~20年	87. 9%
11~15年	88. 6%
6~10年	93. 0%
1~5年	93. 4%

説明欄

- ▶ 相対的に男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因として考えられること ※1 「任期の定めのない常勤職員」
 - ・管理職に占める女性の割合は17.1%、課長を補佐する職の割合は29.6%となっており、女性が役職に 就く割合が男性よりも低くなっていること
 - ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、一人当たりの扶養手当の 平均支給額における男性に対する女性の割合は24.5%であること
 - ・男性の方が時間外勤務時間が多く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は70.5%であること

※2「全職員」

- ・給与が高い「任期の定めのない常勤職員」における女性の割合は33.2%であり、給与が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の割合は49.2%であること
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。